【長野地区】県営住宅 随時募集のご案内

令和８年９月

◎受付日時

令和8年9月25日（金）から**先着順受付**（入居者が決まり次第、締め切ります）

平日（月～金）8:30～17:15　土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）は休業

◎受付場所

長野県住宅供給公社3階　住宅管理部

〒380-0836　長野市大字南長野南県町 1003 番地 1　　℡ 026-227-2322

◎入居決定から入居までの手続き

申込書類等の審査の結果「入居予定者」となられた方には、電話等にて入居のご意向を確認後、入居手続の説明資料をお送りします。

誓約書等の提出および敷金の納入を指定期日までに行っていただきます。

(1) 県営住宅入居誓約書…確認書とともに提出してください。

(2) 敷金…**家賃3か月分**を指定の期日までに納付していただきます。
敷金納付書は誓約書等に同封してお送りする予定です。 金融機関等で納入してください。

※ このほか入居手続きに必要な書類等についてはお送りする資料をご覧ください。

◎注意事項 必ずご一読ください ―入居にあたり、事前にご承知おき願います―

⑴ 募集する住宅は中古住宅です。多少の傷、汚れ等がありますので予めご了承ください。

⑵ 家具、家電等はついていません。部屋の照明器具、コンロ、エアコン等は各自でご用意ください。

⑶ 入居にあたり、**自治会（区、組合等）に加入**してください。

⑷ 家賃のほかに**共益費等が必要**になります。共用部の電気代などは共益費で負担いただきます。

⑸ **ペットの飼育は禁止**です。知人等からの「一時預かり」や野良犬・野良猫への「餌付け」も禁止です。

⑹ 駐車場は原則1戸に1台です。2台目以降は民間駐車場を借りる等の対応をお願いします。

⑺ **退去時**には原則**畳表、襖紙、障子紙の張替え**をしていただきます。

◎入居資格　次の(1)～(5)を全て満たしていること。

(1) 現に同居し、または同居しようとする親族があること。

(2) 世帯の所得月額が 15 万 8 千円以下（裁量世帯は 21 万 4 千円以下）であること。

(3) 現に住宅に困窮していること。（例：持家がない、現に公営住宅の入居者でない…等）

(4) 暴力団員でないこと。

裁量世帯　次のいずれかに該当する場合は裁量世帯となります。

(1) 入居申込者または同居者に心身障害者がいる
（身体障害者手帳１～４級程度、精神障害者保健福祉手帳１～２級程度、療育手帳重度～中程度）

(2) 入居申込者が 60 歳以上で、かつ同居者全員が 60 歳以上又は 18 歳未満

(3) 同居者に中学校卒業までの子がいる

(4) 入居者または同居者に戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者がいる

◎募集団地　R8.10.27 現在

見学を希望される方は、担当の監理員事務所へ電話でお問い合わせください。 受付時間 平日 9:00～17:00

◇篠ノ井第4団地（長野市）　構造：中耐

規模	建設年度	棟・部屋	面積（㎡）	階数（居住/建物）	最低家賃	最高家賃	裁量最高	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ	駐車場
3DKY（風呂釜）	H02	435	60.90	3 / 5	24,300	36,100	47,600	あり（注）	あり 1,400

（注）後付けエレベーター・・・中間階（階段踊り場）に到着するため、
玄関まで階段を使用する必要があります
（右図参照）

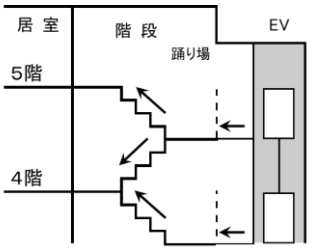

担当：みこと川団地監理員事務所　長野市みこと川 1-3　みこと川団地 A8-6　☎026-292-7207

◇小市南団地（長野市）　構造：中耐

規模	建設年度	棟・部屋	面積（㎡）	階数（居住/建物）	最低家賃	最高家賃	裁量最高	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ	駐車場
3DKY（UB 改）	S51	A4-2	57.73	1 / 5	18,900	28,200	37,100	なし	—

担当：小市南団地監理員事務所　長野市安茂里小市 3-24-1-105 小市南団地 A9-5　☎026-227-6669

◇町横尾団地（千曲市）　構造：中耐

規模	建設年度	棟・部屋	面積（㎡）	階数（居住/建物）	最低家賃	最高家賃	裁量最高	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ	駐車場
3DKY（UB）	H12	C-201	77.00	2 / 3	24,100	36,000	47,400	なし	あり 1,100

担当：黒彦団地監理員事務所　千曲市若宮黒彦 1305-191　黒彦団地 3-71　☎026-275-1551

◎申込みに必要な書類

□ 県営住宅入居申込書

□ 住民票(世帯全員分)

・世帯主、続柄、本籍地、筆頭者の記載があるもの。

・外国籍の方は 世帯主、続柄、国籍、在留資格、在留期間および在留期間の満了日の記載があるもの。

□ 令和 8 年度 所得証明書(「課税内容証明書」「所得・課税・控除証明書」等)

・15 歳以上(中学生は除く)の入居予定者全員分が必要。

・本年 1 月 1 日に住民登録していた市区町村の税務課等で発行されます。
令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの所得額等が記載されます。
(令和９年１月以降は新年度の所得証明書が発行される６月中旬頃まで 前年度の所得証明書と新年度の源泉徴収票の写し等を提出していただきます。)

※ **次の項目に該当する場合**は、その事実を証明する書類が必要です。

生活保護受給者	□保護決定通知の写しまたは福祉事務所長の証明書
心身障がい者	□障害者手帳の写し
母子または父子世帯	□母子(父子)証明書、児童扶養手当証書、または戸籍謄本
配偶者等からの暴力被害者	□福祉事務所長等の確認書
犯罪等被害者	□犯罪被害等に関する申告書
結婚予定者	□婚約証明書(3か月以内に婚姻する予定であることを双方の親または仲人等が証明した書面)
前年の1月以降に退職し、現在就職されていない方	□氏名、生年月日、離職年月日が記載されている書類の写し (例)・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・社会保険離脱証明書 ・退職日の記載がある源泉徴収票
前年の1月以降に転職または就職した方	□給与証明書(現在の事業主による証明が必要です)

※ このほかの書類等を追加でご提出いただく場合もありますので、ご了承ください。

【お問合せ先】県営住宅課 TEL **026-227-2322**